

災害救助法の住宅の応急修理申込書

輪島市長 坂口 茂 様

住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市の担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】 \_\_\_\_\_

【現在の住所】 \_\_\_\_\_

【現在の連絡先（TEL）】 \_\_\_\_\_（自宅・携帯・勤務先・その他）

【生年月日】 明治・大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）

【氏 名】 \_\_\_\_\_

1 被災日時 令和 年 月 日

2 災害名 （ 令和5年石川県能登地方を震源とする地震 ）

3 住宅の被害の程度 全 壊、 大規模半壊、 中規模半壊、  
半 壊、 準半壊

- 市が発行する「り災証明書」に基づき、被害の程度に“○”を付けてください。
- 「資力に係る申出書」（様式第2号）も併せて提出してください。

4 被害を受けた住宅の部位

（※該当箇所に○をつけてください。）

- ・ 屋根
- ・ 柱
- ・ 床
- ・ 外壁
- ・ 基礎
- ・ 梁
- ・ ドア
- ・ 窓
- ・ サッシ
- ・ 上下水道の配管
- ・ ガスの配管
- ・ 給排気設備の配管
- ・ 電気・電話線・テレビ線の配線
- ・ トイレ
- ・ 浴室
- ・ その他（ \_\_\_\_\_ ）

受付欄

市町にて受付日・受付番号を記載

様式第2号

資力に関する申出書

輪島市長 坂口 茂 様

私、\_\_\_\_\_は、（令和5年石川県能登地方を震源とする地震）のため、住家が半壊しております。

住家を修理する資力が下記の理由のとおり不足するため、応急修理を実施していただきますようお願いいたします。

記

※世帯の収入の状況、資力が不足する理由を具体的にご記入ください。

（記入例）

- ・住宅ローン、教育ローン等を組んでおり、手持ちの現金もほとんど無いため、応急修理費用が工面できない。
- ・日常生活費や教育費等の支払いで余裕がないため、応急修理を実施する資力がない。
- ・年金収入のみのため、応急修理を実施できる資力がない。
- ・介護費用などの出費で余裕がなく、応急修理を実施できる資力がない。

令和 年 月 日

申出者

被害を受けた住宅の所在地

現住所

氏名